

令和5年4月1日

校長決定

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない環境づくり
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を負う。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

ア 設置の目的 本校におけるいじめ防止などに関する措置を実効的に行うための組織を設置する。

イ 所掌事項

- いじめに関するアンケートの実施
- いじめに関するアンケートの調査、分析
- いじめ防止のための具体的方策の検討
- いじめ問題発生時の対応

ウ 会議

学期に一回の定例会を開催し、各年次の状況、S Cに個別相談に来た生徒について、いじめに関するアンケート（年3回実施予定）の項目検討、いじめ問題などがあったときの具体的対応方法などについて検討する。

また、生徒・保護者や担任からの情報提供があった場合は、都度開催することとする。

エ 委員構成

校長・副校長・スクールカウンセラー・養護教諭を含む生活指導部全員・各学年担当者1名とする。ただし、事案発生時の当該学年担任は全員とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれないケースがあった場合の学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポーターチー

ムを設置する。

イ 所掌事項

- 生徒の健全育成
- いじめ対策委員の支援
- いじめ問題対応の充実

ウ 会議

原則として年2回開催

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、PTA、地域保健所保健師、児童相談所児童福祉司、警察職員、市区町村若者支援担当課職員等から校長が必要を認める者で構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめは絶対に許されないという雰囲気为学校全体への醸成
- イ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の充実
- ウ 校内研修の実施による教職員の資質の向上
- エ 保護者会等を通じた家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的なアンケート調査、教育相談の実施による早期いじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- イ スクールカウンセラーによる全員面接計画
- ウ 定期的な個人相談計画 エ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- イ いじめを受けた生徒が落ち着いて授業を受けられる環境の確保
- ウ いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- エ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- オ 関係機関、専門家などとの相談・連携

(4) 重大事態への対処

- ア いじめを受けた生徒の安全の確保
- イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ウ いじめた生徒への働きかけの具体的方策
- エ 重大事態発生についての教育委員会などへの報告・調査への協力

5 教職員研修計画

- (1) いじめに関する研修の実施計画
- (2) 生徒によるいじめアンケートの結果報告計画
- (3) いじめに関する情報の教職員共有計画

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会の活用計画
- (2) 保護者相談の実施計画
- (3) いじめた生徒の保護者、いじめを受けた生徒の保護者に対するケアの具体的方策

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域人材の活用による取り組みの計画
- (2) 警察・児童相談所などとの日常的な連携のあり方

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒・保護者・教職員・近隣における学校評価のいじめに関する項目の検討
- (2) 学校評価などを基にした基本方針の改善の方策（年度末・年度初めに検討）